

社会福祉法人高砂福祉会役員等報酬および費用弁償に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、社会福祉法人高砂福祉会の（以下「法人」という。）の名誉理事、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合はこれを支給しない。

1 前項の報酬の額は、役員会および評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合において、1開催につき10,000円とする。

(費用弁償等)

第3条 高砂福祉会の役員等には、職務を行うために要する費用弁償として、次のとおり支給する。

- | | | |
|----|--|--------------|
| 1. | 交通費
給食費 | 実費支給
実費支給 |
| 2. | 役員等出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当およびその他の費用に区分する。 | |
| 3. | 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定料金などを含む）に要した費用を支給する。 | |
| 4. | 宿泊費は宿泊に伴う室料、付随する税およびサービス料とし、出張中の宿泊数に応じた費用を支給する。 | |
| 5. | その他、出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費および雑費等は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する | |
| 6. | 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。 | |

(渉外費)

第4条 法人の渉外のため必要な費用は、その都度理事長の決裁を得て支出する。

(附則) この内規は、	昭和60年4月1日	施行
	昭和60年3月24日	適用
一部改定	平成5年5月23日	施行
	平成5年4月1日	適用
一部改定	平成28年12月10日	施行
	平成29年1月1日	適用
一部改定	令和5年3月28日	施行
	令和5年4月1日	適用